

事 務 連 絡
平成27年3月9日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室

障害者グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について

障害者グループホームについては、これまでも事務連絡や全国会議等の場を通じて、防火安全体制の徹底等をお願いしてまいりましたが、3月7日千葉県木更津市の住宅において火災が発生し、隣接していた障害者グループホームにも延焼したことに伴い、当該障害者グループホームにおいて人的被害が発生しました。

つきましては、あらためて、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定基準」という。）に定める非常災害対策に係る各項目の実施状況等について、都道府県、指定都市及び中核市は管内のグループホームに対する指導・助言を行うとともに、グループホームにおいて下記に留意の上再点検が行われるよう、周知をお願いいたします。

記

1. 非常災害対策の適切な実施

グループホームを運営する事業者は、指定基準第213条及び第213条の12において準用する第70条の定める非常災害対策について、同条に定める事項の実施状況について、点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

- ① 非常災害に関する具体的計画の策定状況
- ② 非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制の構築状況
- ③ ①及び②の事項の定期的な従業者に対する周知状況
- ④ 定期的な避難訓練の実施状況

2. 地域住民等との連携

指定基準第213条及び第213条の12において準用する第70条第1項に定める関

係機関への通報及び連絡体制の整備に当たって、策定された非常災害に関する具体的計画等をより効果的なものとするためには、日頃から消防団や近隣住民との連携を図ることが極めて重要であり、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りに努めること。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

- 消防団や近隣住民との連携状況

3. 消防法その他の法令等に規定された設備の確実な設置

指定基準第213条及び第213条の12において準用する第70条第1項に定める消火設備の設置状況について点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

なお、消防法施行令（昭和36年政令第37号）において、設置義務がかからないグループホームの消防用設備の設置費用についても、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、社会福祉施設等施設整備費補助金等の助成対象にしているので、当該助成制度の活用により、その設置の促進に努めること。

また、平成27年3月6日の障害保健福祉関係主管課長会議等においてもお示ししたとおり、平成25年の消防法施行令等の改正に伴い、グループホーム等における消防用設備の設置基準の見直しが行われ、延べ面積275㎡未満で重度の障害者が多く入居するグループホーム等において新たに原則スプリンクラーの設置が義務づけられること等とされる。見直し後の基準については、既存施設は平成30年4月から、新規施設は平成27年4月から適用されることとなるが、見直し後の基準が施行される前であってもできるだけ早期に必要な消防設備の設置が促進されるよう努めること。

【点検事項】

- 消防法その他法令等に規定された設備の設置状況

◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（抄）（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）

（非常災害対策）

第七十条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（準用）

第二百十三条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第八十八条、第九十条、第九十二条及び第百七十条の二の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。（後略）

（準用）

第二百十三条の十二 第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第八十八条、第九十条、第九十二条、第百七十条の二、第二百十条の二から第二百十条の六まで、第二百十一条、第二百十一条の二及び第二百十二条の二から第二百十二条の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。（後略）

◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（抄）（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号）

第四 療養介護

3 運営に関する基準

（19） 非常災害対策（基準第 70 条）

- ① 非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策に万全を期さなければならないこととしたものである。
- ② 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他法令等に規定された設備を指しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。

- ③ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。
- ④ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。

第十三 共同生活援助

3 運営に関する基準

(12) 準用(基準第213条)

基準第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第53条の2、第58条、第60条、第66条、第70条、第73条から第75条まで、第88条、第90条、第92条及び第170条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、第三の3の(1)、(3)(②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(2)、(7)、(9)、(15)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(7)及び(9)並びに第九の3の(3)を参照されたい。(後略)

第十三 共同生活援助

4 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

(3) 運営に関する基準

⑥ 準用(基準第213条の12)

基準第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第53条の2、第58条、第60条、第66条、第70条、第73条から第75条まで、第88条、第90条、第92条及び第170条の2、第210条の2から第210条の6まで、第211条、第211条の2及び第212条の2から第212条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、第三の3の(3)(②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(2)、(7)、(9)、(15)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(7)及び(9)並びに第九の3の(3)並びに第13の3の(1)から(6)まで及び(9)から(11)までを参照されたい。(後略)

「障害保健福祉関係主管課長会議資料」(平成 27 年 3 月 6 日)(抄)

1 3 障害者の地域生活への移行等について

(3) グループホームの防火安全対策について

① 消防法施行令等の改正 (関連資料② (164 頁) ~⑥ (182 頁))

グループホームの防火安全対策については、平成 25 年 2 月に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム及び新潟県新潟市のグループホームにおける火災を受け、昨年度、総務省消防庁において「障害者施設等火災対策検討部会」が 4 回開催され、昨年 3 月に報告書がとりまとめられた。

これを踏まえ、消防法施行令等が改正され、グループホーム等における消防用設備の設置基準の見直しが行われたことに伴い、総務省消防庁から管内の自治体等に対し、「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について(通知)」(平成 26 年 3 月 28 日消防予第 118 号消防庁予防課長通知。以下「第 118 号通知」という。),「消防法施行規則の一部を改正する省令の公布について」(平成 26 年 3 月 26 日消防予第 101 号消防庁次長通知)等が通知されているところである。

見直しの概要は以下のア~エのとおりであるが、見直し後の基準は、既存施設については平成 30 年 4 月から、新規施設については平成 27 年 4 月から適用されることとなるため、都道府県等におかれては、これらの内容をご了知の上、管内の消防署等と連携を図りつつ、管内市町村、関係事業所等に対して必要な周知徹底をし、グループホーム等の防火安全体制の推進に万全を期されるようにご協力をお願いする。

また、スプリンクラー設備など消防用設備の設置義務のあるグループホームなど障害者施設等はもとより、構造等により設置義務のない場合であっても、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、社会福祉施設等施設整備費補助金の助成対象としているので、積極的に活用すること等により、その設置の促進に努められたい。なお、消防用設備を賃貸物件に設置する場合についても、助成対象としているので、ご了知の上、管内の障害福祉サービス事業所や関係団体等に周知されたい。

ア スプリンクラー設備の設置義務について

消防法施行令の一部を改正する政令(平成 25 年政令第 368 号。以下「改正令」という。)の施行により、消防法施行令別表第 1 (6) 項ロに掲げる障害者グループホームなど障害者施設等(「参考 1」参照。以下「(6) 項ロに該当する障害者施設等」という。)については、従来の面積要件(延べ面積 275 m²以上)が撤廃され、原則として、スプリンクラー設備

の設置が義務付けられることになる（イのスプリンクラー設備の設置義務の免除要件に該当する場合を除く。）。

各自治体においては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、スプリンクラー設備の設置義務の免除要件を踏まえた上で、スプリンクラー設備の設置が新たに義務付けられる施設に対しては、改正令の施行時期にかかわらず、早期の設置促進に努められたい。

（参考１）消防法施行令別表第１（６）項口に掲げる施設

- ・ 障害児入所施設
- ・ 障害者支援施設（※１）
- ・ 短期入所を行う施設（※１）
- ・ 共同生活援助を行う施設（※１）

※１ 避難が困難な障害者等を主として入所させる施設（※２）に限る。

※２ 障害支援区分４以上の者が概ね８割を超える施設

イ スプリンクラー設備の設置義務の免除について

（６）項口に該当する障害者施設等であっても、「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの」又は「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のものであって、延べ面積275㎡未満のもの」については、スプリンクラー設備の設置義務が免除されることになる。

このうち「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの」の内容については、総務省消防庁から通知されている第118号通知等において、障害支援区分が４以上の者であって一定の認定調査項目に該当する者の数が利用者の概ね８割を超えるものと示されているので、留意されたい。

なお、サテライト型住居については、第118号通知にあるように、その入居形態は一般の共同住宅と変わらないことから、通常は、（５）項口（寄宿舍、下宿又は共同住宅）として取り扱われるものと考えられるが、具体的な個々の事例において疑義が生じた場合には、管内の消防署と協力、連携の上適切に対応されたい。

ウ 自動火災報知設備と火災通報装置の連動について

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第126号。以下「改正省令」という。）の施行により、（６）項口に該当する障害者施設等に設ける消防機関へ通報する火災報知設備については、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するようにすることが義務付けられることになる。

障害者施設等の従業員は、自動火災報知設備や消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて習熟していることや非火災報対策を行うことが求められる（「参考2」参照）ため、各自治体においては、消防部局からの障害者施設等に対する十分な技術的指導等が行われるよう、必要な協力をお願いしたい。

（参考2）第118号通知においては、施設側において次により非火災報対策を行うことが求められている。

- ・ 誤操作による出動を防止するため、従業員等に対して自動火災報知設備及び火災通報装置の取扱いについて習熟させておく必要があること。
- ・ 非火災報又は誤作動と判明したときは、直ちに消防機関にその旨を通報すること。
- ・ 自衛消防訓練を実施する場合は、連動停止スイッチ箱等を操作し、必ず非連動として、自動火災報知設備が作動したことを知らせるメッセージが送信できない状態にした後、実施すること。
- ・ 非火災報が発生した場合は、その原因を調査し、感知器の交換等必要な非火災報防止対策を講じること。

エ 自動火災報知設備の設置義務について

改正令の施行により、消防法施行令別表第1（6）項ハに掲げる障害者グループホームなど障害者施設等（「参考3」参照）のうち、利用者を入居又は宿泊させるものについては、従来の面積基準（延べ面積300㎡以上）が撤廃され、全ての施設に自動火災報知設備の設置が義務付けられることになる。

各自治体においては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、改正令の施行を待たずに、現在未設置の施設に対して、自動火災報知設備の早期の設置促進に努められたい。

（参考3）消防法施行令別表第1（6）項ハに掲げる施設

- ・ 身体障害者福祉センター
- ・ 障害者支援施設（※）
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 福祉ホーム
- ・ 生活介護を行う施設
- ・ 短期入所を行う施設（※）
- ・ 自立訓練を行う施設

- ・就労移行支援を行う施設
- ・就労継続支援を行う施設
- ・共同生活援助を行う施設（※）

※ 避難が困難な障害者等を主として入所させる施設を除く。

グループホーム等における消防設備の設置義務

【(新設)平成27年4月～(既設※¹)平成30年4月～】

対象施設	スプリンクラー設備 ※3		自動火災報知設備		消防機関へ通報する火災報知設備	
	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～
【入所施設（障害児・重度障害者）、<u>グループホーム</u>（重度）】 ※消防法施行令別表第1（6）項口関係 ①障害児施設（入所） ②障害者支援施設・短期入所・ <u>グループホーム</u> （障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものに限る。）	275㎡以上	全ての施設 <u>※2を除く。</u>	全ての施設 ★平成27年4月から基準を変更 消防機関へ通報する火災報知設備は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものとするよう基準を変更		全ての施設	
【上記以外（通所施設等）】 ※消防法施行令別表第1（6）項ハ関係 ①障害児施設（通所） ②障害者支援施設・短期入所・ <u>グループホーム</u> （障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものを除く。） ③身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）	6000㎡以上 (平屋建てを除く)		300㎡以上	利用者を入居させ、若しくは宿泊させるもの、又は、延べ面積が300㎡以上のもの	500㎡以上	

※1 既存のグループホーム(新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む)については、**平成30年3月末までの猶予期間あり**。

※2 障害支援区分の認定調査項目のうち、障害支援区分4以上で「移乗」「移動」「危険の認識」「説明の理解」「多動・行動停止」「不安定な行動」の6項目のいずれの項目も「全面的な支援が必要」「理解できない」「判断できない」等に該当しない者の数と障害支援区分3以下の者の数との合計が利用者の2割以上であって、延べ面積が275㎡未満のもの

※3 防火区画を設けること等による構造上の免除要件あり(別紙)